



お知らせ

マイナンバー制度 通知カードの送付時期について

市民文化部戸籍市民室
(☎84-5004)

10月5日からマイナンバー(社会保障・税番号)制度が開始され、マイナンバーが記載された通知カードを住民票の住所(世帯主宛)へ簡易書留で郵送します。

亀山市では、通知カードを11月17日頃から順次発送し、12月末までに全世帯へ郵送する予定です。
※不在などで届かなかった人は、1月中に再発送する予定です。

子育て世帯臨時特例給付金の 申請期限が迫っています

市民文化部保険年金室
(☎84-5005)

平成27年6月の児童手当の受給者に、臨時的に給付金が支給されます(1回限り)。

まだ申請していない人は、必要

書類とともに申請期限までに申請してください。

※所得が所得制限限度額以上で、特例給付(月額一律5,000円)を受給している人は対象外

給付金額 支給対象者1人につき3,000円
申請期限 12月1日(火)

※郵送申請の場合は当日消印有効

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が郵送されます

市民文化部保険年金室
(☎84-5005)

平成27年1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した人は、日本年金機構から11月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。また、10月以降に今年初めて納付した人は、平成28年2月上旬に送付されます。

年末調整や確定申告で社会保険料控除を受けるには、証明書の添付が必要です。

●控除証明書専用ダイヤル
日本年金機構(☎0570-058-555)

11月は「乳幼児突然死症候群(SIDS)」の対策強化月間です

健康福祉部健康推進室
(あいあい ☎84-3316)

それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、睡眠中に突然死亡する病気「乳幼児突然死症候群(SIDS)」。日本では、約6,000～7,000人に1人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっていると推定され、発症原因はまだ分かっていません。生後2カ月～6カ月に多く、まれに1歳以上でも発症することがあります。

SIDSから赤ちゃんを守るポイント

- ①うつぶせ寝は避ける
 - ②たばこはやめる
 - ③できるだけ母乳で育てる
- ※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

URL <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html>

廃棄物(ごみ)の野外焼却は 禁止されています!

問合先 環境産業部環境保全室(☎82-8081)

家庭ごみや刈り草などの廃棄物(ごみ)を野外で焼却することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

野外焼却には罰則があります

法律に違反すると「5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金又はこの併科」が適用される場合があります。

廃棄物(ごみ)は適正に処理しましょう

廃棄物(ごみ)は、ごみ収集日に所定のごみ集積所へ出すか、総合環境センター(☎82-8081)へ直接持ち込むなどの処理を行ってください。

例外的に認められている焼却(一部抜粋)

- ▷正月の「門松やしめ縄など」を焚く行事や塔婆の供養のための焼却
 - ▷焼き畑、畔の草および下枝の焼却
 - ▷キャンプファイヤーなどの木くずの焼却
- ※例外的に認められている焼却であっても、煙や悪臭などで苦情があった場合は、現場確認の上で指導する場合があります。



マイタウン かめやま

10月30日(金)～11月4日(水)

- ウイークリーかめやま
- 市役所からこんにちは「ごみの処理とリサイクル」
- エンドコーナー(野登ルンビニ園①)

11月6日(金)～11日(水)

- ウイークリーかめやま
- 市役所からこんにちは「これからお父さん・お母さんになる方へ～母子保健事業のご案内～」
- エンドコーナー(野登ルンビニ園②)

※午前6時から午前0時まで、30分番組(文字情報を含む)を繰り返し放送しています。なお、放送内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。